

奥出雲町障害者活躍推進計画

令和2年4月1日策定

1 機関名 奥出雲町役場

2 任命権者 奥出雲町長

3 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

4 奥出雲町役場における障害者雇用に関する課題

本町における障害者雇用率は、令和元年6月1日現在で2.72%と法定雇用率を達成しているものの、今後の法定雇用率引き上げや、退職者等を踏まえると継続して法定雇用率を達成するためには、計画的な採用が必要である状況にあります。

（主な課題）

- 定着に向けた体制整備や取組み
- 必要な合理的配慮を満たす職務の創出・役割分担や体制の見直し
- 不本意な退職があった後の補充にむけた採用

5 目 標

(1) 採用に関する目標

当該年6月1日時点において、必要な雇用数を下回らないように障害者の任用を行う。

（評価方法） 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。

(2) 定着に関する目標

不本意な退職者を極力生じさせない。

（評価方法） 毎年度末（3月31日時点の在籍状況により定着状況を把握・進捗管理。

6 取組内容

(1) 体制整備

- ① 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
- ② 障害者職業生活相談員として総務課人事係長を選任し、当該職員に必要な講習等を受講させる。
- ③ 障害者である職員の相談窓口を設置する。

(2) 活躍の基本となる職務の選出・創出・人事管理

- ① 障害等の特性を踏まえつつ、必要に応じ関係機関と相談しつつ、各所属長と協力して負担なく遂行できる職務の選定及び創出を検討する。
- ② 採用・募集
採用・募集にあたっては、以下の取扱いを行わないこととする。
 - (ア) 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。
 - (イ) 自力で通勤できることといった条件を付すること。
 - (ウ) 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を付すること。
 - (エ) 「就労支援機関に所属・登録しており、任用期間中支援が受けられること」といった条件を付すること。
 - (オ) 特定の就労支援機関からのみの受け入れに限定すること。

7 その他

各関係法令等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。